

環廃対発第 110829003 号
平成 23 年 8 月 29 日

各都道府県廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

一般廃棄物処理施設における
放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理について

廃棄物の適正な処理の推進につきまして、平素より格段の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 23 年 6 月 28 日付け「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱い」（以下「焼却灰の取扱方針」という。）において、東北地方及び関東地方等の 16 都県に対し、一般廃棄物処理施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについてお知らせしたところです。

これに関連して、16 都県における焼却灰中の放射性セシウム濃度の測定結果を整理した上で、一般廃棄物処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理について、処理における安全性の考え方や処理施設におけるモニタリングの方法等について、別添のとおり取りまとめました。

この内容については、8 月 27 日に開催した災害廃棄物安全評価検討会において御検討いただき、廃棄物処理システムの積極的な活用により、身近な生活環境中にある放射性物質を速やかにできる限り除去することが人の健康へのリスクを軽減する上で有効との考え方や、これを踏まえて、8,000Bq/kg 以下の焼却灰等の速やかな処理を促進することが具体的な対応として必要との方針が了解されました。

各都道府県におかれましては、内容につき御理解の上、管内市町村等への周知方よろしくお願いいたします。

また、本年 8 月 11 日付け環廃対発第 110811003 号「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインについて」において、災害廃棄物の広域処理における安全性の考え方、搬出側における安全性の確認方法についてお知らせしました。被災地の一日も早い復旧復興のためには、膨大な量の災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することが必要

であり、そのためには、全国の自治体の広域処理の受入協力が不可欠であることから、本通知についても改めて周知方お願いいたします。

なお、別添の「3. 具体的な対応」の内容は「焼却灰の取扱方針」を送付した 16 都県のみを求めているものではなく、他の道府県におかれましても、放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理に当たっては、これを踏まえた対応をお願いいたします。

おって、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。